

1分間でサルでもわかる!?

『まんが de 人事労務』

<その8>『会社で届出した通勤経路じゃなくても労災?』



サル吉君、今回のように事前に会社へ届出した通勤経路とは異なっている場合でも、『通勤災害』として認められる可能性があるよ。



SR
人事労務のプロ
『サルの社労士』

入社2年目
サラリーマン
『サル吉』
(さるきち)



えっ!? そうなの?

通勤経路の変更届を会社へ提出し忘れてたから、ダメかと思った(汗)

確かに変更届の提出を忘れていたのはマズイけど、労災の認定については別の話だから、会社を通じて申請できるよ。



でも『通勤災害』って、正しい通勤経路じゃないと認められなかったはずでしょ?

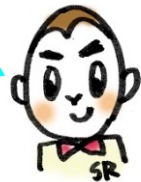
以前勉強したことをよく覚えていたね!!
サル吉君の言うとおりに、“合理的な経路”でない場合は認められないんだけど、『会社へ届出している通勤経路』だけが合理的というわけではないのさ。



?? どういうこと? よくわからないな〜。

つまり、労災上での“合理的な経路”というのはひとつに限られない
ってことなんだ。

サル吉君だって、『会社へ届出している経路』は、自宅から会社までの
いくつかのルートの中からひとつを選んでいるだけだよ。

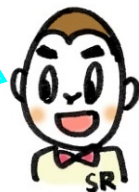


そうだよ。もともと通勤ルートは3つくらいあるんだけど、
会社から定期代が最も安いルートにしてくれって言われて・・・

普通は大体そうだよね（笑）

いずれにしても、労災上の通勤経路に関しては、必ずしも会社へ届出した
内容と一致していなくてもいいってことなんだよ。

今回はちょっとむずかしかったかな？



確かにいつもと比べて多少むずかしいとは思ったけど、
ちゃんとわかったよ！
通勤経路の変更届を出し忘れても大丈夫ってことでしょ？（笑）

<参考通達> (48.11.22基発644)

3 「合理的な経路及び方法」の意義

「合理的な経路及び方法」とは、当該移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び手段等をいうものである。

- ① 経路については、乗車定期券に表示され、あるいは、会社に届け出ているような、鉄道、バス等の通常利用する経路及び通常これに代替することが考えられる経路等が合理的な経路となることはいうまでもない。また、タクシー等を利用する場合に、通常利用することが考えられる経路が二、三あるような場合には、その経路は、いずれも合理的な経路となる。また、経路の道路工事、デモ行進等当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切の車庫を經由して通る経路等通勤のためにやむを得ずとることとなる経路は合理的な経路となる。さらに、他に子供を監護する者がいない共稼労働者が託児所、親せき等にあずけるためにとる経路などは、そのような立場にある労働者であれば、当然、就業のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路となるものと認められる。

逆に、上に述べたところから明らかなように、特段の合理的な理由もなく著しく遠まわりとなるような経路をとる場合には、これは合理的な経路とは認められないことはいうまでもない。また、経路は、手段とあわせて合理的なものであることを要し、鉄道線路、鉄橋、トンネル等を歩行して通る場合は、合理的な経路とはならない。



社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。TEL：03-3694-6091

メール：info@yamadasougou.co.jp

